公立大学法人大阪府立大学及び公立大学法人大阪市立大学の

参考資料２

第三期中期目標期間に係る業務実績評価について（案）

1. 第三期中期目標期間について

公立大学法人大阪（以下「新法人」という。）の設立に伴い、公立大学法人大阪府立大学（以下「府大法人」という。）及び公立大学法人大阪市立大学（以下「市大法人」という。）が消滅したが、第三期中期目標期間に係る業務実績評価を行う必要がある。

府大法人及び市大法人の第三期中期目標期間は以下のとおりであり、６年間の中期目標期間を満了せずに終了している。

|  |  |
| --- | --- |
| 公立大学法人大阪府立大学  第３期中期目標期間 | 公立大学法人大阪市立大学  第３期中期目標期間 |
| 2017年４月１日から2023年３月31日までの６年間 | 2018年４月１日から2024年３月31日までの６年間 |

1. 消滅法人の業務実績評価について

消滅法人の業務実績評価については、地方独立行政法人法第120条第４項の規定により、中期目標期間の途中に法人が合併した場合であっても業務実績評価が義務付けられている。なお、業務実績報告書の提出及び公表は、新法人が行うものと規定されている。

1. 第三期中期目標期間（６年間）を満了せずに終了することに伴う評価手法について

６年間の中期目標期間を満了せずに終了（府大法人は２年間、市大法人は１年間で終了）することに対する評価手法については、下記のとおり取り扱うこととする。

当初指示した６年間の中期目標の内容に対する各法人が消滅時に経過した年における業務実績の達成状況を評価する。

地方独立行政法人法（抄）

（新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等）

第百二十条　新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立の日の前日を含む事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、同日に終わるものとする。

２　新設合併消滅法人（公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。）の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、当該新設合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものとして、同項第三号に定める事項について、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該新設合併設立法人が行うものとする。

３　前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、当該新設合併設立法人に対してなされるものとする。

４　前二項の規定は、公立大学法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八条の二第一項の規定による評価について準用する。

５－12　（略）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二　公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

２－７　（略）